

平成12年3月7日
預金保険機構
理事長 松田 昇

理事長談話

(国民銀行の営業譲渡契約締結について)

国民銀行（平成11年4月11日に管理を命ずる処分）の営業譲渡については、平成12年1月11日の八千代銀行との基本合意を受けて、金融整理管財人である田知本章（たちもと あきら）公認会計士、松嶋英機（まつしま ひでき）弁護士、及び預金保険機構の3者において、八千代銀行との間で慎重に協議を重ねてきた。その結果、本日、同行金融整理管財人は、金融再生委員会の了解を得て、八千代銀行との間で8月14日を営業譲渡日とする営業譲渡契約を締結した。

当機構としては、今後、他の金融整理管財人とも協力して、資金援助を含め、八千代銀行への円滑な営業譲渡に向けて万全を期して参りたい。

營業讓渡契約書

平成12年3月7日

株式会社 八千代銀行

株式会社 国民銀行

営業譲渡契約書

株式会社八千代銀行（以下「甲」という。）と株式会社国民銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり営業譲渡契約を締結する。

第1条（目的）

乙は、本契約書に定める条項に従い、平成12年8月14日（以下「営業譲渡日」という。）をもって、乙の行う営業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする。

ただし、営業譲渡日については、手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のうえ変更することができる。

第2条（譲渡の対象）

1 前条により甲が譲り受ける乙の営業の範囲は、営業譲渡日午前0時現在の貸借対照表に計上された資産、負債、並びにこれに付随する一切の権利義務（以下、当該財産それらを合わせて「譲渡財産」という。）に及ぶものとする。

2 前項の譲渡財産には、次の資産及び負債、ならびにこれに付随する権利義務等を含まない。

（1）別紙に記載の店舗の不動産等（建物等に関する賃借権等を含む。）。

（2）（1）を除く株式会社整理回収機構と乙との契約に基づき、乙から株式会社整理回収機構に譲渡されるもの。

3 譲渡財産の細目については、本契約後、甲、乙協議のうえ確定するものとする。

4 訴訟案件の引継ぎについては、本契約後、甲、乙協議のうえ確定するものとする。

第3条（後発事象等の調整）

後発事象等の調整については、甲及び乙が平成12年1月11日付営業譲渡に関する基本合意書（以下「基本合意書」という。）第5条に定めた通りとする。

第4条（譲渡対価）

乙が甲に譲渡する営業権の対価は無償とする。

第5条（引継・移転手続）

- 1 乙は、譲渡財産の細目を記載した引継書を作成し、営業譲渡日に、当該引継書とともに譲渡財産及び関係証憑、帳簿類を甲に引き渡すものとする。
- 2 前項の譲渡財産の引き渡しにつき、移転行為または対抗要件としての登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲、乙協力して可及的すみやかにこれを行うものとする。

第6条（資金援助）

- 1 甲は、乙の営業を譲り受ける前提として、本契約書及び「預金保険法」その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、「預金保険法」第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。
- 2 前項の資金援助の申込みに際し、以下の費用は、基本合意書第2条の譲受条件の評価額算定に際し加味しているもので、別途資金援助申込対象としない。
 - (1) 債権移転費用（抵当権移転費用、印紙税等）
 - (2) 動不動産等移転費用（登録免許税、司法書士報酬等）
 - (3) 預金移転費用（顧客通知費用、証書添付印紙代等）
 - (4) 制服費用
 - (5) 看板取替費用
 - (6) システム開発費用
 - (7) その他上記に係らず、営業譲受けに係る費用

第7条（調査）

- 1 乙は、甲または甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲、乙協議のうえ決定する。
- 3 乙は前2項に基づく調査につき乙が可能と認める範囲で協力する。

第8条（譲渡承認株主総会または裁判所による代替許可）

- 甲及び乙は、平成12年6月30日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び営業譲渡等に必要な事項につき決議を求めるものとする。
- なお、乙については、平成12年6月30日までに、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第22条に定める裁判所による許可をもって株主総会の決議に代えることができる。

第9条（従業員の取扱）

- 1 甲は、乙の従業員との雇用関係を承継しない。
- 2 甲は、営業譲渡の前日における乙の従業員の一部を、営業譲渡日をもって新たに雇用するものとする。なお、新たに雇用される乙の従業員の人数については、320人を下回らないものとする。ただし、応募者等が満たない場合は、甲、乙別途協議する。
- 3 乙は甲に新たに雇用される従業員を含め、乙の従業員に対する退職金その他営業譲渡日までに発生する労働債務を甲に引継がない。

第10条（費用負担）

本契約に定める事項を実施するために各当事者が要した費用は、各々が負担する。ただし、第6条および第7条に定める費用はすべて甲の負担とする。

第11条（補償）

甲と乙は、本契約書に定める以外に、本件営業譲渡により甲に生じた一切の損失を乙が補償するものではないことを確認する。

第12条（危険負担）

本契約の締結日以降営業譲渡日にいたるまでの間に、天災地変その他不可抗力により、譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲、乙協議のうえ、本契約の譲渡条件を変更することができる。

第13条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降営業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行するものとする。

第14条（守秘義務）

甲は、乙から提供される一切の情報及び本件営業譲渡検討の事実については、平成11年6月8日付守秘義務協定書に基づき対応する。

第15条（解除特約）

甲及び乙は、次のいずれかの事由が発生したときは、本契約を解除できるものとする。

- (1) 本契約に基づく営業譲渡について、「預金保険法」第61条の適格性の認定を受けられなかったとき

- (2) 甲が第6条に定める資金援助に関する契約を締結できなかったとき
(3) 営業譲渡日までに、本契約に基づく営業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき

第16条 (効力発生)

本契約に定める本件営業譲渡は、第8条に定める手続並びに法令に定める関係官庁の認可が得られ、かつ「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に定める届出の効力が発生しない限り、その効力を生じないものとする。

第17条 (規定外事項の協議)

本契約の内容について追加・削除等の変更が生じた場合、または本契約に規定のない事項で本件営業譲渡に関し重要な事項及び本契約に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、甲、乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙は記名・捺印のうえ各1通を保有する。

平成12年3月7日

(甲)

東京都新宿区新宿五丁目9番2号
株式会社 八千代銀行
取締役頭取 藤山智昭



(乙)

東京都千代田区内神田2丁目3番4号
株式会社 国民銀行
金融整理管財人 田知本章
金融整理管財人 松嶋英機
金融整理管財人 預金保険機構
理事長 松田昇



別紙

1. 譲渡の対象とならない店舗の不動産等（建物等に関する賃借権等を含む。）
 - (1)大塚支店、(2)新宿支店、(3)小滝橋支店、(4)市谷曙橋支店、(5)目白支店、
 - (6)常盤台支店、(7)竹町支店、(8)溝ノ口支店、(9)市川支店、(10)柴又支店、
 - (11)東陽町支店、(12)目黒支店、(13)立川栄町出張所、(14)梶が谷出張所

以上

平成12年7月26日
預金保険機構

理事長談話

- I. 国民銀行の破綻処理に伴う資金援助について
- II. 日本信販信用組合の破綻処理に伴う資金援助について

預金保険機構（以下、当機構）は、本日開催された運営委員会において、破綻金融機関の営業および事業譲受けに係る資金援助の申込み2件に対し、下記のとおり資金援助を行うことを決定した。

記

I. 国民銀行の破綻処理に伴う資金援助について

平成12年7月3日付で八千代銀行（救済金融機関、本店 東京都新宿区）および国民銀行（破綻金融機関、本店 東京都千代田区）から連名で申込みのあった資金援助について、営業を譲り受ける日（平成12年8月14日を予定）に次のとおり実行する。

①八千代銀行に対する金銭の贈与 …………… 1, 837億円

②国民銀行からの資産の買取り（注） …………… 343億円

（注） 上記②の「資産の買取り」については、預金保険法附則第10条第1項に基づき、当機構から整理回収機構に委託する。

—— 国民銀行については、平成11年4月11日に破綻し、金融再生委員会から金融再生法に基づく「管理を命ずる処分」を受け、当機構、松嶋英機

弁護士、田知本章公認会計士の3者が金融整理管財人に選任された。

管財人3者は協力して、適切な業務運営に努めるとともに、金融再生委員会と協議しつつ譲渡先の選定を進めてきたが、本年1月11日に八千代銀行を譲渡先とする国民銀行との間の営業譲渡に関する基本合意書を締結し、さらに3月7日に金融再生委員会の了解を得て、本件営業譲渡契約を締結した。

その後、当機構は、6月29日に金融再生委員会により当該資金援助についての適格性の認定がなされたこと、また、7月24日に金融再生委員会および大蔵大臣により特別資金援助（パイオフコト超の資金援助、預金保険法附則第16条）の必要性についての認定がなされたことを踏まえ、当該資金援助の申込みの内容等を慎重に審査し、上記資金援助を決定したものである。

なお、今回の破綻処理は、当機構が金融再生法に基づく被管理金融機関の金融整理管財人の1人として選任され、業務及び財産の管理に携わった初めてのケースである。また、被管理銀行5行（国民、幸福、東京相和、なみはや、新潟中央）のうち、資金援助を実行する最初の事例となる。

II. 日本信販信用組合の破綻処理に伴う資金援助について

平成12年6月16日付で王子信用金庫（救済金融機関、本店 東京都北区）および日本信販信用組合（破綻金融機関、本店 東京都文京区）から連名で申込みのあった資金援助について、事業を譲り受ける日（平成12年8月7日を予定）に次の通り実行する。

- | | | |
|-----------------------|-------|-------|
| ①王子信用金庫に対する金銭の贈与 | | 539億円 |
| ②日本信販信用組合からの資産の買取り（注） | | 186億円 |

（注） 上記②の「資産の買取り」については、預金保険法附則第10条第1項に基づき、当機構から整理回収機構に委託する。

—— 上記の資金援助は、当機構において、平成12年6月13日に金融再生委員会により当該資金援助についての適格性の認定がなされたこと、また

7月24日に金融再生委員会および大蔵大臣により特別資金援助（ペイオフコスト超の資金援助、預金保険法附則第16条）の必要性についての認定がなされたことを踏まえ、当該資金援助申込みの内容等を慎重に審査した上、決定したものである。

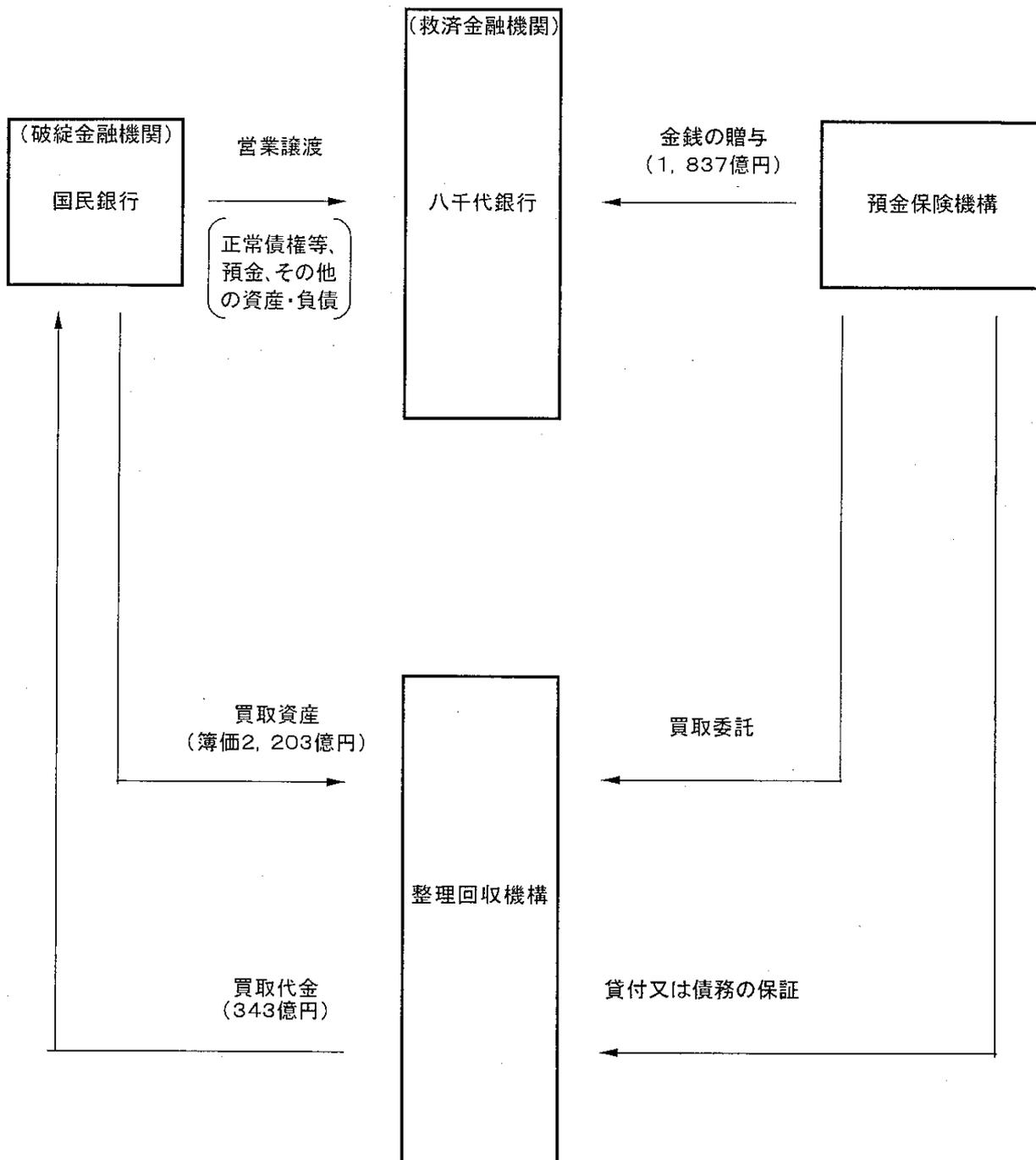
本日議決した資金援助を含めると、当機構がこれまでに処理した案件は合計79件となり、資金援助額の累計は金銭の贈与が9兆8,319億円、資産の買取りが4兆4,069億円、債務の引受けが40億円、貸付けが80億円となる。

当機構としては、今回決定した資金援助等が、営業譲渡の円滑な実行を通じて、預金者保護および信用秩序維持に資することを強く期待している。同時に、整理回収機構とは今後とも緊密に連携し、同機構による買取資産の整理回収業務が着実に成果を上げるよう、罰則付財産調査権の活用を含め、引続き強力に指導・支援して参る所存である。

以 上

八千代銀行による国民銀行の営業譲り受けに係る資金援助のスキーム図

(億円未満四捨五入)



王子信用金庫による日本信販信用組合の
事業譲り受けに係る資金援助のスキーム図

(億円未満四捨五入)

